

上条中学校災害時対応基準

自宅の見やすい場所に貼ってください！

1 地震発生時の引き渡しの原則

- ・**震度5弱以上の場合**は、学校に留め置き、安全を確認後、保護者・代理人への引渡を行います。
- ・**震度4以下の場合**は、原則として学校に留め置き、必要に応じて生徒を下校させます。（家庭の状況により学校で保護→引渡）

下校指導＝職員が通学路に分散し安全に下校できるよう指導する。

2 登下校時に地震が発生した場合

- ・生徒が地震発生時にいる**位置**により、生徒が判断し、自宅に近い場合は自宅に、学校に近い場合は学校に、また、通学路上の安全な場所に避難します。学校では、地震発生後、電話等で安否確認を行うとともに、職員が通学路を巡回し通学路途中に避難している生徒を保護します。保護者のみなさまも、自宅にいらっしゃる場合は、生徒の保護をお願いします。

3 休日・夜間に地震が発生した場合

- ・保護者の指示で避難します。

4 南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発令された場合

- ・発表された情報の緊急度（災害の可能性）に応じた措置を取るとともに、生徒の安全に必要な対策をとります。

5 大雨・洪水・暴風・大雪時

- ・状況により生徒の下校が危険であると判断した場合は、授業を打ち切り、保護者への**引渡**を行います。引渡は、地震発生時の引き渡しと同じ要領で行います。

引渡をする場合、下校させる場合は、原則として学校安心安全メール、あるいは電話で連絡しますが、これらの通信手段が使えないことも予想されます。連絡がなくても、自治会等の情報により保護者みなさまの判断で引き取りや帰宅確認をお願いします。

なお、土日の部活動で登校している場合もこの基準に準じます。

6 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業中の災害時対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校の臨時休業日が今後も想定されます。このような中でも、地震などの災害はいつ発生するかわかりません。日中家にお子様だけになってしまう世帯の方には、災害発生時、安全に避難できるよう次の対策をお願いします。

① 予め近隣のお知り合いに、避難の声かけや、一緒に避難をしていただくお願いをしておく。

② 近隣に知り合いがいない場合は、地域の自治会長に同様のお願いをする。

※自治会長の名前、連絡先が分からない場合は、市民協働室協働推進課 237-5298 までお問合せください。（平日 8:30～17:00）

※自治会長には避難時の声かけや一緒に避難することをお願いしてあります。

本内容に関する問合せ：市防災企画課：237-5331、市教育委員会学校教育課：223-7321